

大町市八坂ふるさと体験館設置及び管理に関する条例施行規則

○大町市八坂ふるさと体験館設置及び管理に関する条例施行規則

平成17年11月4日

規則第34号

改正 令和3年11月11日規則第33号

(趣旨)

第1条 この規則は、大町市八坂ふるさと体験館設置及び管理に関する条例（平成17年条例第55号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(利用許可の申請)

第2条 条例第7条第1項の規定による許可の申請は、利用する日の3日前までに、大町市八坂ふるさと体験館利用許可（兼利用料金減免）申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）を指定管理者に提出し、許可を受けなければならない。

2 指定管理者は、前項の申請に対して許可したときは、大町市八坂ふるさと体験館利用許可（兼利用料金減免承認）書（様式第2号。以下「利用許可書」という。）を申請者に交付するものとする。

(利用の中止又は変更の申請)

第3条 条例第7条第1項の規定による利用許可を受けた者（以下「利用者」という。）がその利用を中止し、又は許可された事項を変更しようとするときは、大町市八坂ふるさと体験館利用中止・変更申請書（様式第3号。以下「中止・変更申請書」という。）に前条第2項の利用許可書を添えて、速やかに指定管理者に提出しなければならない。

2 指定管理者は、前項の申請に対して許可したときは、大町市八坂ふるさと体験館利用中止・変更許可書（様式第4号）を利用者に交付するものとする。

(利用料金の減免)

第4条 条例第10条の規定による減免の範囲は、次に掲げるとおりとする。

(1) 市が主催又は共催する事業に利用する場合 100分の100

(2) その他市長が必要と認めた場合 100分の100以内

2 条例第10条の規定により、利用料金の減免を受けようとする者は、申請書を指定管理者に提出し、承認を受けなければならない。

(目的外使用の許可)

第5条 市長は、大町市八坂ふるさと体験館（以下「体験館」という。）の一部を設置の目的を妨げない限度において、観光案内、宿泊案内、物品の展示販売及び飲食物の販売その他観光に関連する事業の利用に供するために目的外の用途にすることを許可することができる。

(遵守事項)

第6条 利用者は、体験館の利用に際し、次の事項を遵守しなければならない。

(1) 他の利用者の妨害又は迷惑となる行為をしないこと。

(2) 建物及び附属備品を損傷しないこと。

(3) 火災及び盗難の防止に努めること。

(4) 指定管理者の指示に従い、秩序を保持しなければならない。

(委任)

大町市八坂ふるさと体験館設置及び管理に関する条例施行規則

第7条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、平成18年1月1日から施行する。

附 則（令和3年11月11日規則第33号）

この規則は、令和4年1月1日から施行する。

大町市八坂ふるさと体験館設置及び管理に関する条例施行規則

様式第1号（第2条、第4条関係）

大町市八坂ふるさと体験館利用許可（兼利用料金減免）申請書

申請 年 月 日

指定管理者 殿

次のとおり大町市八坂ふるさと体験館の利用許可（兼利用料金減免）を申請します。

申請者	住 所	〒		
	団体等の名称			
	代 表 者 名	Tel () —		
利用責任者	住 所	〒		
	氏 名	Tel () —		
利用日時	年 月 日 () 時 分 ~ 時 分まで			
利用目的			利用人員	人
利用する部屋	体 験 室		利用する備品	
	いろりの間			
	陶 芸 室			
減免申請する理由				
その他特記事項				

利用料金		減免の可否	可 ・ 否 規則第4条 号適用
------	--	-------	--------------------

大町市八坂ふるさと体験館設置及び管理に関する条例施行規則

様式第2号（第2条関係）

大町市八坂ふるさと体験館利用許可（兼利用料金減免承認）書

年 月 日

様

指定管理者 印

次のとおり大町市八坂ふるさと体験館の利用を許可（兼利用料金を減免）します。

申 請 者	住 所	〒		
	団体等の名称			
	代 表 者 名	Tel () —		
利 用 責 任 者	住 所	〒		
	氏 名	Tel () —		
利用日時	年 月 日 () 時 分 ～ 時 分まで			
利用目的			利用人員	人
利用する部屋	体 験 室		利用する備品	
	いろりの間			
	陶 芸 室			
利用料金			減免の可否	可 ・ 否 規則第4条 号適用
そ の 他 特記事項				

大町市八坂ふるさと体験館設置及び管理に関する条例施行規則

様式第3号（第3条関係）

大町市八坂ふるさと体験館利用中止・変更申請書

申請 年 月 日

指定管理者 殿

次のとおり大町市八坂ふるさと体験館の利用を中止します・変更します。

申 請 者	住 所	〒		
	団体等の名称			
	代 表 者 名	Tel () —		
許可を受けた内容		別添 大町市八坂ふるさと体験館利用許可書のとおり。		
変 更 の 内 容				
		日 時	変 更 前	変 更 後
			年 月 日 : ~ :	年 月 日 : ~ :
中 止 の 理 由				
変 更 後 の 利 用 施 設 等				
利用する 部 屋	体 験 室		利用する備品	
	いろいろの間			
	陶 芸 室			
そ の 他 特記事項				
利用料金		減免の可否	可 ・ 否 規則第4条	号適用

大町市八坂ふるさと体験館設置及び管理に関する条例施行規則

様式第4号（第3条関係）

大町市八坂ふるさと体験館利用中止・変更許可書

年 月 日

様

指定管理者 印

次のとおり大町市八坂ふるさと体験館の利用中止・変更を許可します。

申 請 者	住 所	〒		
	団体等の名称			
	代 表 者 名	Tel () —		
許可を受けた内容		別添 大町市ふるさと体験館利用許可書のとおり。		
変 更 の 内 容		日 時	変 更 前	変 更 後
			年 月 日 : ~ :	年 月 日 : ~ :
取 消 の 理 由				
変 更 後 の 利 用 施 設 等				
利用する 部 屋	体 験 室		利用する備品	
	いろいろの間			
	陶 芸 室			
利用料金		減免の可否	可 ・ 否 規則第4条 号適用	
そ の 他 特記事項				

大町市八坂ふるさと体験館設置及び管理に関する条例施行規則

様式第1号（第2条、第4条関係）

様式第2号（第2条関係）

様式第3号（第3条関係）

様式第4号（第3条関係）